

小金井市立小金井第二中学校PTA会則の一部を改正する会則案

小金井市立小金井第二中学校PTA会則の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱要領」に定め、これに従い運用するものとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

小金井市立小金井第二中学校PTA会則の一部を改正する会則案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第5条 (略) <u>第5条の2 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱要領」に定め、これに従い運用するものとする。</u>	第5条 (同左) (新設)

小金井市立小金井第二中学校PTA個人情報取扱要領案

(目的)

第1条 この要領は、小金井市立小金井第二中学校PTA（以下「本会」という。）会則第5条の2に基づき、本会が取得または保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利及び利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第3条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理、保存、開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(秘密保持義務)

第4条 個人情報の取扱者は、運営上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用目的)

第6条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 一 会費請求及び管理等のための連絡
- 二 文書またはメール等連絡事項の送付
- 三 本会役員及び会員名簿等の作成
- 四 本会役員会及び各委員会の活動

(同意の取り消し)

第7条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第8条 個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じ、本会が適正に管理する。

- 一 紛失、破損その他の事故防止
- 二 改ざんおよび漏洩の防止
- 三 個人情報の正確性および最新性の維持
- 四 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する。ただし前条各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。